

議員提出議案第 1 号

令和 7 年 2 月 2 5 日

阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

阿見町議会議長 野口 雅弘 殿

提出者	阿見町議会議員	久 保 谷 充
賛成者	〃	栗 原 宜 行
〃	〃	久 保 谷 実
〃	〃	海 野 隆
〃	〃	高 野 好 央
〃	〃	石 引 大 介

(提案理由)

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、条例中で引用する同法の規定に条ずれが生じることから、これに対応するための改正を行うとともに、条例中の規定について所要の整備その他の改正を行うものです。

阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

阿見町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年阿見町条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第3条」を「－第3条」に、「～第16条」を「－第16条」に、「第17条」を「第17条・第18条」に、「第18条～第30条」を「第19条－第31条」に、「第31条～第37条」を「第32条－第38条」に、「第38条～第43条」を「第39条－第44条」に、「第44条～第46条」を「第45条－第47条」に、「第47条～第52条」を「第48条－第53条」に、「第53条～第57条」を「第54条－第58条」に改める。

第2条第4項ただし書中「第41号」の次に「。以下「情報公開条例」という。」を加え、同条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削る。

第21条中「（以下「不開示情報」という。）のいずれか」を「（情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。）のいずれか又は情報公開条例第7条に規定する非公開情報（以下「不開示情報」と総称する。）」に改める。

第49条の見出し中「情報の提供等」を「適切な措置」に改め、同条中「に資する情報の提供」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

阿見町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
目次 第1章 総則（第1条～<u>第3条</u>） 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～<u>第16条</u>） 第3章 個人情報ファイル等（<u>第17条</u>） 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示（<u>第18条～第30条</u>） 第2節 訂正（<u>第31条～第37条</u>） 第3節 利用停止（<u>第38条～第43条</u>） 第4節 審査請求（<u>第44条～第46条</u>） 第5章 雑則（<u>第47条～第52条</u>） 第6章 罰則（<u>第53条～第57条</u>） （定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、阿見町情報公開条例（平成12年阿見町条例第41号）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） （利用及び提供の制限） 第12条 （略） 2～4 （略）	目次 第1章 総則（第1条～<u>第3条</u>） 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～<u>第16条</u>） 第3章 個人情報ファイル等（<u>第17条・第18条</u>） 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示（<u>第19条～第31条</u>） 第2節 訂正（<u>第32条～第38条</u>） 第3節 利用停止（<u>第39条～第44条</u>） 第4節 審査請求（<u>第45条～第47条</u>） 第5章 雑則（<u>第48条～第53条</u>） 第6章 罰則（<u>第54条～第58条</u>） （定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、阿見町情報公開条例（平成12年阿見町条例第41号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） （利用及び提供の制限） 第12条 （略） 2～4 （略）	

現行	改正後	備考																		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1" data-bbox="114 363 963 890"> <tr> <td data-bbox="114 363 331 432">(略)</td><td data-bbox="331 363 526 432"></td><td data-bbox="526 363 963 432"></td></tr> <tr> <td data-bbox="114 432 331 890">第39条第1項第1号</td><td data-bbox="331 432 526 890">又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td><td data-bbox="526 432 963 890">第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき</td></tr> <tr> <td data-bbox="114 890 331 959">(略)</td><td data-bbox="331 890 526 959"></td><td data-bbox="526 890 963 959"></td></tr> </table> (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略)	(略)			第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 第2条第9項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	(略)			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1" data-bbox="994 363 1839 890"> <tr> <td data-bbox="994 363 1205 432">(略)</td><td data-bbox="1205 363 1400 432"></td><td data-bbox="1400 363 1839 432"></td></tr> <tr> <td data-bbox="994 432 1205 890">第39条第1項第1号</td><td data-bbox="1205 432 1400 890">又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td><td data-bbox="1400 432 1839 890">第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき</td></tr> <tr> <td data-bbox="994 890 1205 959">(略)</td><td data-bbox="1205 890 1400 959"></td><td data-bbox="1400 890 1839 959"></td></tr> </table> (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略)	(略)			第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 第2条第10項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	(略)			
(略)																				
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 第2条第9項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき																		
(略)																				
(略)																				
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 第2条第10項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき																		
(略)																				

現行	改正後	備考
(開示請求権) 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 (略) (保有個人情報の開示義務) 第21条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 <u>(以下「不開示情報」という。)</u> のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)～(5) (略) (開示請求等をしようとする者に対する<u>情報の提供等</u>) 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	(開示請求権) 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 (略) (保有個人情報の開示義務) 第21条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 <u>(情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。)</u> のいずれか又は<u>情報公開条例第7条に規定する非公開情報（以下「不開示情報」と総称する。)</u> が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1)～(5) (略) (開示請求等をしようとする者に対する<u>適切な措置</u>) 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	